

平成19年度 事務事業評価表

所属 21300000
都市整備部 住環境課

事務事業	092801 個別拡幅整備事業					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	細街路に接する敷地の建築主及び関係権利者					
事務事業意図	細街路とは、建築基準法第42条第2項に基づき葛飾区長が指定した、幅員4m未満の道路である。このような細街路を拡幅整備することにより、住環境の向上を図るとともに地域の防災性を高め、快適で安全に暮らせる街にしていく。					
事務事業手段	昭和62年度開始。細街路に接する敷地の建築物の建替え時などの前に、道路の中心線の確認を行い、建築主及び関係権利者との立会いを行う。その上で、この中心線からの水平距離2mまでの道路用地の後退整備方法などの協議を済ませる。その後、区の監督のもと、道路後退用地にL形側溝などの排水設備や道路の舗装工事を行う。最後に門・塀などの工作物の移設費用の一部を工事完了後、確認の上、助成する。このようなことにより、道路幅員の4m確保を推進するものである。					
根拠法令	建築基準法第42条2項、東京都建築安全条例第2条、葛飾区細街路拡幅整備要綱					
現状と課題	区内での拡幅整備済み箇所が多くなり、細街路に対する認識は高まって来ている。今後は、整備件数は少し増加傾向と思われるが、敷地の細分化が進むことにより、整備距離の大幅な変化は無いものと思われる。建築行為を伴わない任意整備の勧奨に力を入れて行く。					
成果・活動指標	成果指標1 道路拡幅整備距離(累計) 最終目標・年度 57,940m、平成21年度 活動指標1 道路拡幅整備距離(単年度) 活動指標2 道路拡幅整備件数(単年度)					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [m]	予定	41,650.00	44,380.00	47,110.00	
		実績	43,573.32	46,466.01		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [m]	予定	2,720.00	2,660.00	2,730.00	
		実績	2,600.56	2,892.69		
	活動指標2 [件]	予定	195.00	191.00	195.00	
		実績	214.00	222.00		
	トータルコスト (千円)	予定		158,857	160,164	
実績		155,309	166,800			
総合評価	継続。住環境の改善や災害に強いまちづくりに寄与する事業であり、区民の理解も高まり、周知されてきている。継続して事業を実施すべきである。					
事業評価	事業の必要性	はい。毎年、着実に細街路が拡幅整備されており、生活環境や防災性が確実に向上していることから、良好な住環境の整備の推進に貢献している。				
	民間活用	実施済。細街路拡幅整備工事を民間委託している。				
	成果向上余地	はい。細街路に接している建築物の建替えに伴い行われる事業であり、大幅に効果を上げることが困難であるが、駐車場など建替えを伴わない拡幅整備の勧奨や区施設の拡幅整備を行うことで、区民の理解がより高まり、未整備地域への波及効果が期待できる。				
	経費削減余地	あまりない。細街路を拡幅する工事費や工作物の移設費への助成金など、必要な経費である。これまでも助成金を見直し、経費を削減していることから、削減の余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21300000

事務事業 092801

都市整備部 住環境課

個別拡幅整備事業

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)	0	0		
		都道府県支出金	(2)	0	0		
		地方債	(3)	0	0		
		その他	(4)	0	0		
		一般財源	(5)	154,177	156,524		
	直接費	事業費	(6)	108,937	111,804		
	職員人件費	人件費	(7)	45,240	44,720		
		再雇用職員分	(8)	0	0		
		(職員数：賦課)	(9)	5.20	5.20		
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)	5.20	5.20		
	調整額	間接費	(12)	0	0		
		(加算)減価償却費	(13)	0	0		
		(加算)金利	(14)	0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)	4,680	3,640		
		(控除)コスト対象外	(16)	0	0		
		(控除)雑収入	(17)	0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)	4,680	3,640			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)	158,857	160,164			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0		
		都道府県支出金	(21)	0	0		
		地方債	(22)	0	0		
		その他	(23)	0	0		
		一般財源	(24)	150,629	163,160		
	直接費	事業費	(25)	107,469	120,000		
	職員人件費	人件費	(26)	43,160	43,160		
		再雇用職員分	(27)	0	0		
		(職員数：賦課)	(28)	5.20	5.20		
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	5.20	5.20		
	調整額	間接費	(31)	0	0		
		(加算)減価償却費	(32)	0	0		
		(加算)金利	(33)	0	0		
		(加算)退職給与引当	(34)	4,680	3,640		
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0		
		(控除)雑収入	(36)	0	0		
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	4,680	3,640			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	155,309	166,800			

平成19年度 事務事業評価表

所属 21300000

都市整備部 住環境課

事務事業	092802 路線拡幅整備事業					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	細街路（4m未満の公道）に接する敷地の所有者又は借地権者 細街路延長90km					
事務事業意図	都市基盤整備の遅れている住宅密集地域において、日照や通風といった生活環境の改善を進める。併せて、震災時等における避難路の確保や消防活動の円滑化を図る。					
事務事業手段	平成7年度開始。道路の幅員が4m未満の公道（細街路）を4m以上の道路とするため、細街路に接する敷地の所有者及び借地権者に拡幅の必要性や既存塀、門扉等の復旧について説明を行い、承諾が得られた用地を一括して拡幅するもの。後退部分の用地内にある門、塀、樹木は撤去し、拡幅に支障とならない位置に復旧し、また排水施設を設置して道路境界を明確にする。道路整備については道路維持費の縮減も視野に入れ、舗装や排水設備の範囲を決定する。後退した用地は、原則として民有地道路敷取扱要綱第3条に基づき、寄付受領または道路敷地使用合意書による無償使用契約を結び区が管理する。					
根拠法令	道路法、建築基準法					
現状と課題	過去 現在 昭和25年に建築基準法が制定され、幅員4m未満の公道（細街路）の拡幅が進むはずであったが、すでに50年余の時を経ているが、自主的な拡幅が進んでいない。区は、昭和62年に「細街路拡幅整備要綱」を定め、建築物の建替え時に建築主や土地所有者の協力を得て細街路拡幅整備事業を進めている。					
成果・活動指標	成果指標 1 道路拡幅整備距離（累計） 最終目標 90,000m 活動指標 1 道路拡幅整備延長（単年度） 活動指標 2 関係者調整回数（単年度）					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標 1 [m]	予定	7,798.40	8,138.80	8,649.80	
		実績	7,738.80	8,049.80		
	成果指標 2 []	予定				
		実績				
	活動指標 1 [m]	予定	800.00	600.00	600.00	
		実績	740.40	311.00		
	活動指標 2 [回]	予定	760.00	600.00	600.00	
		実績	536.00	450.00		
	トータルコスト (千円)	予定		113,205	111,762	
実績		111,074	70,124			
総合評価	継続。建築基準法が施行され50年以上経過したが、細街路の拡幅整備は立ち遅れており、木造密集地域の日照・通風等といった生活環境の改善すべき課題が残されている。また、災害時の避難・消火・救助活動に支障が予測される。これらの課題を一日も早く解決するため、効率的に事業を執行していく。					
事業評価	事業の必要性	はい。毎年、着実に細街路が拡幅整備されており、生活環境や防災性が確実に向上していることから、良好な住環境の整備の推進に貢献している。				
	民間活用	実施済。工事は、契約課で業者と請負契約を締結して実施している。				
	成果向上余地	はい。関係権利者に細街路拡幅整備事業への協力を依頼する区側の体制の強化、また、個別方式担当・建築課・道路維持課等との情報交換・連携を強化することにより、成果を向上させることができる。				
	経費削減余地	はい。民地後退に伴う補償工事を標準化し、工事費を見直すことでコストを下げるができる。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21300000

事務事業 092802

都市整備部 住環境課

路線拡幅整備事業

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		108,615	108,192		
	直接費	事業費	(6)		64,245	64,332		
	職員人件費	人件費	(7)		44,370	43,860		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		5.10	5.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		5.10	5.10		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		4,590	3,570		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		4,590	3,570			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		113,205	111,762			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	106,484	66,554			
	直接費	事業費	(25)	64,154	24,224			
	職員人件費	人件費	(26)	42,330	42,330			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	5.10	5.10			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	5.10	5.10			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	4,590	3,570			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	4,590	3,570				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	111,074	70,124				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21300000
都市整備部 住環境課

事務事業	092803 建築紛争調停委員会委員報酬（建築に関する指導・調整）					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	中高層建築物（高さ10mを超える建築物等）の建築主、施工者等及び近隣関係住民					
事務事業意図	中高層建築物の建築主等と近隣関係住民の地域における良好な関係を保持し、地域の健全な生活環境の維持・向上を図るもの。					
事務事業手段	昭和54年度開始。条例に基づき、建築主が「建築計画のお知らせ」を当該中高層建築物の敷地に掲示するとともに、建築計画の説明を近隣関係住民に行う。その後、近隣関係住民からの相談に対して、建築主との話し合いの進め方などをアドバイスしている。当該中高層建築物に係る近隣関係住民と建築主との紛争が生じた時、自主的な解決を図るところだが、当事者間では解決が図られない場合、区による指導調整・準あっせん・あっせん及び紛争調停委員会による調停を行い紛争の解決を図る。					
根拠法令	葛飾区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例					
現状と課題	従来の日照、プライバシー等の中高層建築物にかかる紛争とは別に、条例にかかわらないケースが出てきている。既存建物との複合電波障害等がでている。また、高さが10mに満たない建築物や既存建物の解体工事にかかる紛争が増えている。					
成果・活動指標	成果指標 1 紛争調整回数 成果指標 2 紛争処理件数 活動指標 1 建築計画のお知らせ設置件数 活動指標 2 建築紛争調停委員会					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標 1 [回]	予定	110.00	130.00	150.00	
		実績	137.00	153.00		
	成果指標 2 [件]	予定	45.00	40.00	40.00	
		実績	36.00	30.00		
	活動指標 1 [件]	予定	90.00	100.00	110.00	
		実績	107.00	101.00		
	活動指標 2 [回]	予定	17.00	17.00	17.00	
		実績	14.00	12.00		
	トータルコスト (千円)	予定		11,130	10,830	
実績		10,334	10,080			
総合評価	継続。中高層建築物は、高層化が進んでおり、紛争も多発していることから、紛争解決への区によせる期待は高くなっている。					
事業評価	事業の必要性	はい。中高層建築物に係る建築紛争は、周辺の建物の高低にかかわらず、多くの地域で発生しており、生活や事業採算等に直結し、利害もからむことから、公平性や客観性が確保された調整が求められている。				
	民間活用	実施困難。住民の主観的、感情的主張や事業者の権利主張との対立等、紛争の性格上、公平性や客観性に対する双方の信頼を担保することが求められることから、区が実施すべきである。				
	成果向上余地	いいえ。本事業は、事業者と住民の紛争の予防調整であり、お互いの譲り合いに依存することがほとんどであるため、大幅に成果を上げる余地はない。				
	経費削減余地	いいえ。紛争内容や調整経緯は予測困難であり、紛争の発生も多く、これに伴う建築紛争調整委員会の開催が必要となり、コスト削減の余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21300000

事務事業 092803

都市整備部 住環境課

建築紛争調停委員会委員報酬（建築に関する指導・調整）

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		1,530	1,530		
		一般財源	(5)		8,700	8,600		
	直接費	事業費	(6)		1,530	1,530		
	職員人件費	人件費	(7)		8,700	8,600		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		1.00	1.00		
		(職員数：配賦)	(10)			0.00		
		職員数合計(9)+(10)	(11)		1.00	1.00		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		900	700		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		900	700			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			11,130	10,830		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	1,134	1,080			
		一般財源	(24)	8,300	8,300			
	直接費	事業費	(25)	1,134	1,080			
	職員人件費	人件費	(26)	8,300	8,300			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	1.00	1.00			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.00	1.00			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	900	700			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	900	700				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	10,334	10,080				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21300000

都市整備部 住環境課

事務事業	092804 集合住宅建設指導						
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	中高層建築物（高さ10mを超える建築物等）の建築主、施工者等						
事務事業意図	中高層集合住宅建設に際し、居住環境や周辺環境への配慮等について、中高層集合住宅等建設指導要綱に基づく指導を行い、市街地の秩序ある整備の推進を図る。						
事務事業手段	昭和61年度開始。中高層集合住宅等建設指導要綱に基づき、事業者から事前協議の事前相談を受け、要綱の各条項を所管する各課との相談が終了した後、計画の事前協議申請書・確約書等の関係書類を受け付け、事業者等から内容について確認・審査を行う。その後、関係書類を各部課協議のため回送し、その協議終了後に各部課からの回答を取りまとめたうえで、協議済証を事業者に交付する。当該物件の建設完了後に事業者からの完了届により完了検査を行い検査後、確認済証を交付する。						
根拠法令	葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱						
現状と課題	中高層集合住宅等建設指導要綱の基準数値等を、社会状況の変化や区民の需要の多様化を的確に把握してどのように反映させていくか、また、要綱であるがための限界があり、いかに遵守させ、実効性のあるものにするかが今後の課題である。他区の状況等も踏まえ、条例化の検討を進めている。						
成果・活動指標	成果指標 1 処理件数 = 事前協議申請件数 + 確認済証交付件数 活動指標 1 事業者の事前相談件数 活動指標 2 事前協議申請件数						
目標達成状況	成果指標 1 [件]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
		実績	50.00	30.00	100.00		
	成果指標 2 []	予定					
		実績					
	活動指標 1 [件]	予定	900.00	1,200.00	1,240.00		
		実績	1,200.00	1,240.00			
	活動指標 2 [件]	予定	30.00	25.00	50.00		
		実績	28.00	43.00			
	トータルコスト (千円)	予定		8,640	8,370		
		実績	8,280	8,100			
総合評価	改善。中高層集合住宅が周辺地域や街づくりに与える影響は、大きいものがあることから、良好な集合住宅の確保や円滑な近隣関係の維持に努める必要がある。また、最近、要綱を遵守しない業者が増加傾向にあり問題となっているが、要綱の条例化を図ることにより区の方針を徹底させることができる。						
事業評価	事業の必要性	はい。中高層集合住宅の建設に係る相談は増加傾向にあり、より良質な住宅の確保や円滑な近隣関係の維持を図るため、一定の行政指導が必要である。					
	民間活用	実施困難。本事業は、法令に基づかない指導・要請であるため、実効性を確保するために行政が直接行う必要がある。					
	成果向上余地	はい。指導・要請は適切な水準で行う必要があり、実効性を維持して行く上で、手法等を含め適宜見直しが必要であるが、要綱の条例化を図ることで効果を上げる余地がある。					
	経費削減余地	いいえ。本事業の本質が事業者への指導や要請であり、コストは人件費のみの事業であることから、コストを下げる余地はない。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21300000

事務事業 092804

都市整備部 住環境課

集合住宅建設指導

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		7,830	7,740		
	直接費	事業費	(6)		0	0		
	職員人件費	人件費	(7)		7,830	7,740		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.90	0.90		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.90	0.90		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		810	630		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		810	630			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			8,640	8,370		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	7,470	7,470			
	直接費	事業費	(25)	0	0			
	職員人件費	人件費	(26)	7,470	7,470			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.90	0.90			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.90	0.90			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	810	630			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	810	630				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	8,280	8,100				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21300000
都市整備部 住環境課

事務事業	092805 開発行為許可事務					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	宅地、建売住宅の購入者					
事務事業意図	開発行為許可申請者に都市計画法に基づく開発許可基準を遵守させ、市街地の健全な発展と秩序ある整備を図り、公共の福祉の増進に寄与させる。					
事務事業手段	昭和50年度から、都市計画法に基づく事務の実施（第32条-公共施設の管理者の同意等、第29条-開発行為の許可）、500㎡以上の土地で開発行為を行う者から提出された同意協議申請書を審査し、協議終了後に開発許可申請を受付し、開発内容を書類、現場調査を含め審査する。また、当該開発行為に関する工事完成届が提出された時は工事が許可内容に適合しているかを現場検査し、適合している場合は検査済を発行する。					
根拠法令	都市計画法					
現状と課題	法改正により国等が行う開発行為についても、新たに事前協議が必要になった。また、大規模工場跡地の開発の相談が増えるとともに、500㎡～1,000㎡前後の小規模な宅地開発分譲についても、開発手続きの相談や可否について一件あたりの処理時間が増加してきている。					
成果・活動指標	成果指標 1 開発許可面積 活動指標 1 開発許可申請件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標 1 [m ²]	予定	87,000.00	74,280.00	30,000.00	
		実績	18,601.00	20,278.37		
	成果指標 2 []	予定				
		実績				
	活動指標 1 [件]	予定	40.00	30.00	30.00	
		実績	28.00	21.00		
	活動指標 2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		10,560	10,230	
実績		10,120	9,900			
総合評価	継続。「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、区が処理することとされている委託事務である。					
事業評価	事業の必要性	はい。市街地において一定規模以上の開発を行う場合、道路や公園、下水道等の公共施設の適正な規模、配置等を考慮し、区に蓄積された情報、手法を活用し、安全で快適なまちづくりへ誘導していく。				
	民間活用	実施困難。法に基づき許可を行う事務であり、民間活用は不適當である。				
	成果向上余地	どちらともいえない。土地の手当てから事業実施まで事業者が主体となって進行していくため、区のまちづくりとの整合性を図ることは容易でない。				
	経費削減余地	あまりない。書面審査と現場検査が主要な事務である。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21300000

事務事業 092805

都市整備部 住環境課

開発行為許可事務

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		9,570	9,460		
	直接費	事業費	(6)		0	0		
	職員人件費	人件費	(7)		9,570	9,460		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		1.10	1.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		1.10	1.10		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		990	770		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		990	770			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		10,560	10,230			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	9,130	0			
	直接費	事業費	(25)	0	0			
	職員人件費	人件費	(26)	9,130	9,130			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	1.10	1.10			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.10	1.10			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	990	770			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	990	770				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	10,120	9,900				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21300000
都市整備部 住環境課

事務事業	092806 宅地開発事前協議					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	宅地、建売住宅の購入者、開発区域関係住人					
事務事業意図	区内における無秩序な開発を防止し、安全で住みよい街づくりを進めるため、市街地の秩序ある整備を誘導する。					
事務事業手段	平成7年度開始。葛飾区宅地開発指導要綱に基づき提出された事前協議申請書が、指導基準（接続先の道路幅員、新たに築造する道路の幅員・延長、隅切り、一区画の最低面積等）に合致していることを審査し、事前協議済通知書を事業者に交付する。					
根拠法令	葛飾区宅地開発指導要綱					
現状と課題	宅地開発指導要綱により、道路の幅員や敷地面積の確保について、事業者の協力を求めているが、行政手続き法等による限界もあり、協力が得られない場合もある。今後、条例化を検討していく必要がある。					
成果・活動指標	成果指標 1 宅地開発面積 活動指標 1 宅地開発事前協議申請件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標 1 [m ²]	予定	86,300.00	86,300.00	40,000.00	
		実績	39,654.00	35,462.75		
	成果指標 2 []	予定				
		実績				
	活動指標 1 [件]	予定	48.00	48.00	48.00	
		実績	62.00	48.00		
	活動指標 2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		3,840	7,440	
実績		3,680	3,600			
総合評価	継続。開発許可制度を補完し良好なまちづくりを推進するための事業であり、区が主体的に実施すべき事業である。					
事務事業評価	事業の必要性	はい。無秩序な開発を防止し、安全で住みよいまちづくりを進める上で都市計画法による開発許可制度を補完するためのもので、道路の確保などの公益性、公平性の確保、事業者の利害調整などが必要であり、区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施困難。宅地開発指導要綱に基づく審査業務で民間活用の余地は無い。				
	成果向上余地	いいえ。要綱に基づく指導行政であるが公平性・公益性の視点から、条例化を検討する必要がある。				
	経費削減余地	いいえ。書類審査及び現場検査が主要な事務であり、経費削減の余地は無い。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21300000

事務事業 092806

都市整備部 住環境課

宅地開発事前協議

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		3,480	6,880		
	直接費	事業費	(6)		0	0		
	職員人件費	人件費	(7)		3,480	6,880		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.40	0.80		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.40	0.80		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		360	560		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		360	560			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		3,840	7,440			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	3,320	3,320			
	直接費	事業費	(25)	0	0			
	職員人件費	人件費	(26)	3,320	3,320			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.40	0.40			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.40	0.40			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	360	280			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	360	280				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	3,680	3,600				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21300000
都市整備部 住環境課

事務事業	092807 東京都福祉のまちづくり条例、指導、助言					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区内で生活するすべての人、区内の施設を利用する人、特定施設整備主					
事務事業意図	東京都福祉のまちづくり条例に基づき、区内で生活するすべての人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加ができるやさしいまちの実現をめざして、すべての人が円滑に利用できる都市環境整備を進める。					
事務事業手段	平成8年度開始。東京都福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者・障害者が円滑に利用できる施設の整備を進めるため、不特定多数が利用する都市施設の内、一定規模以上の施設（特定施設）を新設、改修する場合に、区に計画内容の届出が必要で、その審査費用が都からの委託金として入るものである（審査費用一件5,000円）。提出された特定施設設置工事計画届出書を審査し、必要な指導・助言等を行い、基準に適合している施設に対して、交付の請求があった時に、整備基準適合証を交付する。交付費用として都から委託金が入る（交付費用22,000円）。					
根拠法令	東京都福祉のまちづくり条例					
現状と課題	平成13年1月1日東京都福祉のまちづくり条例が改正され、整備対象施設が追加された（5,000㎡超の共同住宅。物販店舗、飲食店の対象面積を500㎡超から200㎡超に引き下げた）が、H16.7ハートビル条例（現バリアフリー条例）の施行にともない、本条例適用施設については、福祉のまちづくり条例に基づく届出は不要となった。					
成果・活動指標	成果指標1 特定施設設置工事計画届出件数 成果指標2 適合証交付件数 活動指標1 特定施設設置相談件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [件]	予定	24.00	5.00	10.00	
		実績	2.00	11.00		
	成果指標2 [件]	予定	2.00	3.00	3.00	
		実績	3.00	3.00		
	活動指標1 [件]	予定	17.00	5.00	10.00	
		実績	5.00	11.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		1,920	3,720	
実績		1,840	3,600			
総合評価	継続。「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づく委託事務である。都市施設のバリアフリー化を着実に進めるため、制度の活用を図っていく必要がある。					
事業評価	事業の必要性	はい。福祉のまちづくりは一般都市施設（公園、道路、駅、建築物）のバリアフリー化を推進するための制度である。事業者等の協力を得ながら高齢者、身障者が利用しやすい施設の整備を積極的に進めていく必要がある。				
	民間活用	実現困難。条例に基づき、事業者等に届出・施設整備義務を促す事務であり、民間活用は困難である。				
	成果向上余地	はい。福祉のまちづくり条例は事業者等に施設整備の努力義務を課すもので、制度の浸透を図り、事業者等の理解を深めていくことで成果向上につなげていく。				
	経費削減余地	あまりない。主として、申請書類の審査と現場検査であり、経費削減の余地はあまり無い。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21300000

事務事業 092807

都市整備部 住環境課

東京都福祉のまちづくり条例、指導、助言

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)	0	0		
		都道府県支出金	(2)	91	123		
		地方債	(3)	0	0		
		その他	(4)	0	0		
		一般財源	(5)	1,740	3,440		
	直接費	事業費	(6)	0	0		
	職員人件費	人件費	(7)	1,740	3,440		
		再雇用職員分	(8)	0	0		
		(職員数：賦課)	(9)	0.20	0.40		
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)	0.20	0.40		
	調整額	間接費	(12)	0	0		
		(加算)減価償却費	(13)	0	0		
		(加算)金利	(14)	0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)	180	280		
		(控除)コスト対象外	(16)	0	0		
		(控除)雑収入	(17)	0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)	180	280		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)	1,920	3,720		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0		
		都道府県支出金	(21)	0	143		
		地方債	(22)	0	0		
		その他	(23)	0	0		
		一般財源	(24)	1,660	3,177		
	直接費	事業費	(25)	0	0		
	職員人件費	人件費	(26)	1,660	3,320		
		再雇用職員分	(27)	0	0		
		(職員数：賦課)	(28)	0.20	0.40		
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.20	0.40		
	調整額	間接費	(31)	0	0		
		(加算)減価償却費	(32)	0	0		
		(加算)金利	(33)	0	0		
		(加算)退職給与引当	(34)	180	280		
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0		
		(控除)雑収入	(36)	0	0		
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	180	280		
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	1,840	3,600		

平成19年度 事務事業評価表

所属 21300000
都市整備部 住環境課

事務事業	092808 建築基準法に基づく道路管理					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	宅地、建売住宅の購入者、建築主、近隣住民、建築を予定しているもの					
事務事業意図	建築基準法に基づく道に関する基準を遵守させて、安全で快適な市街地の整備を図る。					
事務事業手段	昭和40年度開始。区内に存する道路の法的位置づけ(建築基準法第42条1項1~5号)、道路幅員、位置等を明らかにし、道路に関する情報を的確に提供するため、道路台帳の保管、道路位置指定図の交付、道路調査を実施する。また、接道不良敷地の解消を図り、良好な住環境を維持するため、建築基準法に基づく道路位置指定制度の活用を促進する。					
根拠法令	建築基準法第42条第1項第5号、道路法					
現状と課題	区内には、接道不良の敷地や狭隘な道路が多く存在している。市街地の安全で快適な環境を確保するため、的確に道路に関する情報を提供する。さらに、建築基準法施行規則が改正され、平成22年度からは、新たに道路位置図、指定道路調書を作成し、一般の閲覧に供することになった。このために膨大な事務量及び費用がかかることが課題である。					
成果・活動指標	成果指標1 築造道路延長 成果指標2 築造道路面積 活動指標1 道路位置指定件数 活動指標2 道路調査件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [m]	予定	378.00	258.00	300.00	
		実績	329.00	408.00		
	成果指標2 [m ²]	予定	1,538.00	1,052.00	1,500.00	
		実績	1,069.00	1,831.00		
	活動指標1 [件]	予定	38.00	26.00	30.00	
		実績	30.00	43.00		
	活動指標2 [件]	予定	114.00	114.00	50.00	
		実績	83.00	54.00		
	トータルコスト (千円)	予定		17,280	11,160	
実績		13,860	10,800			
総合評価	継続。防災や住環境の確保のため、道路の管理は重要な要素であり、情報の蓄積・提供のシステムを継続的に充実していく必要がある。					
事業評価	事業の必要性	はい。道路は、災害時の避難・安全、或いは住環境に密接に関係するばかりでなく、建築を行う際の建築物の規模や高さを決定する重要な要素となるものである。道路に関する情報の保存、提供システムの充実を図り、区民等の要請に応えていく必要がある。				
	民間活用	実施可能。道路情報の提供等一部を民間で行うことは可能である。				
	成果向上余地	はい。道路台帳、道路資料の電子化を図ることにより、情報の迅速、的確な提供を可能にする。				
	経費削減余地	あまりない。道路情報の蓄積、閲覧、提供のシステムを経費をかけて構築していく必要がある。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21300000

事務事業 092808

都市整備部 住環境課

建築基準法に基づく道路管理

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)	0	0		
		都道府県支出金	(2)	0	0		
		地方債	(3)	0	0		
		その他	(4)	0	0		
		一般財源	(5)	15,660	10,320		
	直接費	事業費	(6)	0	0		
	職員人件費	人件費	(7)	15,660	10,320		
		再雇用職員分	(8)	0	0		
		(職員数：賦課)	(9)	1.80	1.20		
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)	1.80	1.20		
	調整額	間接費	(12)	0	0		
		(加算)減価償却費	(13)	0	0		
		(加算)金利	(14)	0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)	1,620	840		
		(控除)コスト対象外	(16)	0	0		
		(控除)雑収入	(17)	0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)	1,620	840			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)	17,280	11,160			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0		
		都道府県支出金	(21)	0	0		
		地方債	(22)	0	0		
		その他	(23)	0	0		
		一般財源	(24)	13,140	9,960		
	直接費	事業費	(25)	0	0		
	職員人件費	人件費	(26)	10,340	9,960		
		再雇用職員分	(27)	2,800	0		
		(職員数：賦課)	(28)	1.80	1.20		
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.80	1.20		
	調整額	間接費	(31)	0	0		
		(加算)減価償却費	(32)	0	0		
		(加算)金利	(33)	0	0		
		(加算)退職給与引当	(34)	720	840		
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0		
		(控除)雑収入	(36)	0	0		
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	720	840			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	13,860	10,800			

平成19年度 事務事業評価表

所属 21300000
都市整備部 住環境課

事務事業	092809 建築物共同化等整備の推進					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	狭く老朽化した住宅の居住者及び建物所有者で共同化を希望する人					
事務事業意図	共同化による土地利用の高度化、優良な住宅の供給、老朽建築物の除去により、住民の住環境水準を向上させる。					
事務事業手段	平成9年度開始。共同住宅を建設する事業者に対してその共同施設部分等の整備に関わる一定の割合を、区が国や都の補助を活用して補助を行う。（複数年にわたる補助事業については、単年度ごとに補助） 補助対象は、調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費					
根拠法令	大都市地域における住宅および住宅地の供給の促進に関する特別措置法					
現状と課題	都心共同住宅供給事業、優良建築物整備事業は共同化による土地利用の高度化、優良な住宅供給を目的とし、快適な住環境の確保を図る。しかし、関係権利者間の調整、建設日程の確立等、事業完遂までに対応すべきことが多く、補助事業の適用が少ない。そのため、まちづくりを進めている地区を中心に、早期の導入の働きかけが重要となる。					
成果・活動指標	成果指標 1 住宅建設に伴う老朽住宅等の除去戸数 成果指標 2 優良住宅の供給戸数 活動指標 1 事業者指導件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標 1 [戸]	予定	0.00	0.00	0.00	
		実績	0.00	0.00		
	成果指標 2 [戸]	予定	0.00	0.00	0.00	
		実績	0.00	0.00		
	活動指標 1 [件]	予定	5.00	5.00	5.00	
		実績	5.00	5.00		
	活動指標 2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		960	930	
実績		920	900			
総合評価	継続。建物共同化事業による住環境改善に対しては、住民や企業による多様な取り組みへの支援が必要であり、住民主導のまちづくりへの積極的な支援を行う当事業は継続する必要がある。					
事務事業評価	事業の必要性	はい。この事業は、住民等が事業者となって行う建物の共同化を国や都の補助を活用して、地域の住環境の改善やまちづくりのために誘導するもので、事業者への指導や都との補助金関連調整事務が主となるため、区が実施すべき事務事業である。				
	民間活用	実施困難。補助金関連調整事務のため、民間の活用は不可である。				
	成果向上余地	いいえ。住宅の共同化は地権者等による協議成立が第一なので、この合意形成は一定のスケジュールで進めることはできない。				
	経費削減余地	いいえ。この事業のコストは、建物に対する補助金と職員の補助金調整事務及び進行管理等の人員費である。建物補助は対象が定められており、また、人員費は民間活用に適さない業務なのでコストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21300000

事務事業 092809

都市整備部 住環境課

建築物共同化等整備の推進

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		870	860		
	直接費	事業費	(6)		0	0		
	職員人件費	人件費	(7)		870	860		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		960	930			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	830	830			
	直接費	事業費	(25)	0	0			
	職員人件費	人件費	(26)	830	830			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.10			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.10			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90	70			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	70				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	920	900				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21300000
都市整備部 住環境課

事務事業	092810 優良宅地の認定					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	土地を譲渡する個人、法人					
事務事業意図	土地を譲渡する個人、法人に対し、税を軽減することにより、良好な宅地の供給を促す。					
事務事業手段	昭和48年度開始。租税特別措置法に基づき、優良宅地の認定を行い、短期土地譲渡重課税の適用除外、特定長期譲渡所得課税の適用等により、良好な宅地の円滑な供給を図る。現在、重課税適用措置の停止(H10.1.1~H20.12.31)のため、認定は個人の長期保有にかかるとのものが対象となる。					
根拠法令	租税特別措置法、地方税法					
現状と課題	租税特別措置法適用事務の簡素化(優良宅地の認定を開発許可書の写し、検査済証の写しで代替可能とした。)されたが、土地譲渡の重課適用停止措置等により申請・相談とも過去数年ない状態が続いているが、停止が解除されると申請件数や相談が出てくることが予想される。					
成果・活動指標	成果指標 1 認定宅地数 活動指標 1 認定件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標 1 [m ²]	予定	0.00	0.00	0.00	
		実績	0.00	0.00		
	成果指標 2 []	予定				
		実績				
	活動指標 1 [件]	予定	0.00	0.00	0.00	
		実績	0.00	0.00		
	活動指標 2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		0	0	
実績		92	0			
総合評価	継続。良質な住宅を安価で供給するための事務である。なお、その時々税制措置により、事務量が増減する事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。土地の供給を促し、良質な住宅を確保するため、必要な事業である。				
	民間活用	実施困難。法に基づき、土地譲渡重課税免除を行う事務であり、民間活用は不相当である。				
	成果向上余地	いいえ。現在、時限立法で土地譲渡重課税の適用除外が行われているため、ここ数年間は申請が無い状況が続いている。				
	経費削減余地	あまりない。ここ数年間は申請がないためコストは掛かっていない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21300000

事務事業 092810

都市整備部 住環境課

優良宅地の認定

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		0	0		
	直接費	事業費	(6)		0	0		
	職員人件費	人件費	(7)		0	0		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.00	0.00		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.00	0.00		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		0	0		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)			0	0		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			0	0		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	83	0			
	直接費	事業費	(25)	0	0			
	職員人件費	人件費	(26)	83	0			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.01	0.00			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.01	0.00			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	9	0			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	9	0				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	92	0				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21300000
都市整備部 住環境課

事務事業	092811 私道整備費助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	私道の舗装工事または、私道の雨水排水設備工事をしようとする区民。					
事務事業意図	私道を安全で快適に利用できるように整備を進め、良好な道路環境を確保する。					
事務事業手段	<p>昭和55年度開始。一般通行の用に供し、一定の要件（注）に該当する私道の所有者が行う道路舗装工事や雨水排水設備工事の工事費の一部を助成する。私道所有者は、工事着手前に区に私道整備助成を申請し、承認を受け、区の指定する施工業者と請負契約を締結する。助成率は新規か否か、通り抜けか否か及び幅員により、50%から95%まで。</p> <p>注：私道の幅員が1.2m以上で通り抜けているもの、或いは一端が公道又は1.2m以上の私道に接し、その道路の利用戸数が二戸以上のもの。再整備の場合は、前回整備後20年以上経過したもの。</p>					
根拠法令	下水道法、葛飾区私道排水設備助成条例、葛飾区私道整備助成条例					
現状と課題	助成件数は、平成5年度をピークに、18年度以降は年間一桁で推移している。新規の舗装は減少し、再舗装の割合が増加するものと予想される。さらに、行政評価結果を踏まえ、再整備について平成18年度から新助成率を適用している。					
成果・活動指標	成果指標 1 整備件数 活動指標 1 申請件数（事前相談件数を含む）					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標 1 [件]	予定	27.00	20.00	13.00	
		実績	10.00	4.00		
	成果指標 2 []	予定				
		実績				
	活動指標 1 [件]	予定	40.00	30.00	40.00	
		実績	47.00	46.00		
	活動指標 2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		31,674	21,758	
実績		23,179	11,096			
総合評価	継続。私道整備事業は、新規整備は減少傾向にあり、再整備の比重が高まる。そのため、私道本来の整備主体の責務に着目した公共・公益の観点から葛飾区私道整備助成条例施行規則を改正し、平成18年4月から、再整備、行き止まり道路の助成率を引き下げて実施している。					
事業評価	事業の必要性	はい。整備件数は減少しているが、未整備の私道は存在しており、再整備が必要な私道も増加している。住環境の悪化を防ぐためにも不可欠な事業である。また、区道以上の車の交通量がある私道では損耗も著しく、住民の負担だけでは私道の維持が困難である。				
	民間活用	実施困難。どの私道を助成対象とするかは区が公共の観点で決めている。区が助成するのは、区民の安全通行の確保と住環境の悪化防止に資するからである。工事は関係者が選んだ指定業者が施工するが、工種・出来高は区が点検し、完成検査も区が行っている。				
	成果向上余地	いいえ。行き止まり道路、再整備の道路の助成率を引き下げ、また、再整備対象の経過年数を20年とするなど条件を厳しくしており、舗装や排水施設等の部分整備は再整備の対象外としたため、成果を向上させる余地はない。				
	経費削減余地	いいえ。平成17年4月から助成対象の絞込みを行い、平成18年4月から助成率の引き下げを行ったので、さらなる経費削減の余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21300000

事務事業 092811

都市整備部 住環境課

私道整備費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		31,314	21,478		
	直接費	事業費	(6)		27,834	18,038		
	職員人件費	人件費	(7)		3,480	3,440		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.40	0.40		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.40	0.40		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		360	280		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		360	280			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		31,674	21,758			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	22,819	10,816			
	直接費	事業費	(25)	19,499	7,496			
	職員人件費	人件費	(26)	3,320	3,320			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.40	0.40			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.40	0.40			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	360	280			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	360	280				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	23,179	11,096				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21300000
都市整備部 住環境課

事務事業	092812 私道排水設備設置費助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	私道に汚水等の処理設備を作る区民					
事務事業意図	下水道法で義務付けられた水洗便所への改造や排水設備の設置を円滑に進めるとともに、区民の衛生的で快適な生活環境を確保する。					
事務事業手段	昭和57年度開始。一定の要件（注）に該当する私道に下水道を敷設して家庭の排水等を公共下水道に流す場合に、工事費の一部（合流式85%、分流式90%）を助成する。私道の所有者は、工事着手前に私道排水設備助成承認申請を区に提出し承認を受けるとともに、区の指定する施工業者と請負契約を締結する。 注：私道の幅員が1.2m以上で通り抜けているもの、或いは一端が公道又は1.2m以上の私道に接し、その道路の利用戸数が二戸以上のもの					
根拠法令	下水道法、葛飾区私道排水設備助成条例、葛飾区私道整備助成条例					
現状と課題	昭和57年度に東京都下水道局から事務引継ぎされている。昭和45年から開始された下水道敷設工事は、平成7年度末に概成100%を達成しており、未告示区域は約38haを残すだけである。下水道局によって、この残された未告示区域が早期に解消されることが望まれる。					
成果・活動指標	成果指標 1 施工延長 成果指標 2 助成件数 活動指標 1 申請件数（事前相談件数を含む）					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標 1 [m]	予定	71.00	71.00	35.00	
		実績	34.40	0.00		
	成果指標 2 [件]	予定	2.00	2.00	2.00	
		実績	2.00	0.00		
	活動指標 1 [件]	予定	5.00	5.00	5.00	
		実績	2.00	4.00		
	活動指標 2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		6,326	6,296	
実績		4,773	900			
総合評価	継続。区内の下水道敷設工事は平成7年度末で概成100パーセントに達したが、未告示区域が38ヘクタール残されている。下水道局は、未告示区域を解消する方向であるため、その際に排水設備を設置する区民がこの助成制度を活用すると見込まれる。					
事業評価	事業の必要性	はい。私道に下水設備を設置する区民に工事費の一部を助成する制度であるが、当該私道に面した沿道住民の衛生環境の向上が図られるだけでなく、悪臭や伝染病の発生の要因を減らすことにより、広範な区民の衛生的で快適な生活環境の確保に寄与している。				
	民間活用	実施困難。衛生環境の向上を図るために区が助成している事業である。工事は関係者が選んだ指定業者が施工するが、工種・出来高は区が点検し、完成検査も区が行っている。				
	成果向上余地	いいえ。既告示区域内で私道排水設備が未整備な箇所は、住民合意が困難な区域である場合が多く、成果を向上させる余地はない。				
	経費削減余地	いいえ。下水道法第10条により、公共下水道が供用されると、建築物の所有者は遅滞なく私道に下水道設備を設置して公共下水道につなげなければならない。この工事は高額であり、助成率を下げることはできない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21300000

事務事業 092812

都市整備部 住環境課

私道排水設備設置費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		6,236	6,226		
	直接費	事業費	(6)		5,366	5,366		
	職員人件費	人件費	(7)		870	860		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		6,326	6,296			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	4,683	830			
	直接費	事業費	(25)	3,853	0			
	職員人件費	人件費	(26)	830	830			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.10			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.10			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90	70			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	70				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	4,773	900				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21300000
都市整備部 住環境課

事務事業	092823 細街路拡幅計画線設定委託					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	細街路					
事務事業意図	細街路拡幅整備事業を迅速かつ的確に推進するために、調査測量図を基に協議経緯等を調査・整合し、拡幅計画線を設定する。					
事務事業手段	平成4年度開始。細街路の密集度の高い面的調査が平成15年度で32地区(498路線)終了した。その後、平成16年度から5年間程度で残りの約210路線を実施して行く。					
根拠法令	建築基準法第42条第2項、東京都建築安全条例第2条、葛飾区細街路拡幅整備要綱					
現状と課題	これまで順調に推移しており、今後も細街路拡幅整備事業を推進するため、計画どおりに全路線を実施していく。					
成果・活動指標	成果指標1 細街路拡幅計画線設定路線件数(累計) 活動指標1 細街路拡幅計画線設定路線件数(単年度) 最終目標・年度 約210路線・平成20年度					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [件]	予定	85.00	130.00	175.00	
		実績	85.00	136.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	45.00	45.00	45.00	
		実績	45.00	51.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		14,029	13,966	
実績		13,377	13,020			
総合評価	継続。細街路拡幅整備事業を推進するために、拡幅計画線の設定を実施する必要がある。					
事業評価	事業の必要性	はい。細街路拡幅整備事業を迅速かつ的確で公平に推進するために、必要である。				
	民間活用	実施済。図面作成を民間委託している。				
	成果向上余地	いいえ。計画では平成20年度で完了予定である。計画どおり進めることが必要である。				
	経費削減余地	いいえ。図面作成等の単価や約210の路線数が変わらないと思われるため。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21300000

事務事業 092823

都市整備部 住環境課

細街路拡幅計画線設定委託

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		13,840	13,819		
	直接費	事業費	(6)		12,013	12,013		
	職員人件費	人件費	(7)		1,827	1,806		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.21	0.21		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.21	0.21		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		189	147		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		189	147			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		14,029	13,966			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	13,188	12,873			
	直接費	事業費	(25)	11,445	11,130			
	職員人件費	人件費	(26)	1,743	1,743			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.21	0.21			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.21	0.21			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	189	147			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	189	147				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	13,377	13,020				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21300000
都市整備部 住環境課

事務事業	092824 水洗便所設置費助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	処理区域内の汲み取り便所を水洗便所に改造する区民で、東京都の特別助成対象者。					
事務事業意図	下水道法の規定に基づき、排水設備を設置し、汲み取り便所を水洗便所に改造する者に対して助成金を交付して、水洗化の普及促進を図り、区民の衛生的で快適な生活環境を確保する。					
事務事業手段	下水道法に規定する処理区域内の汲み取り便所を水洗便所に改造する区民で、生活保護世帯又は住民税非課税世帯で生活に困っている場合に、東京都の特別助成を受けることができる。その際、整備に要する費用が都の助成査定額の最高限度額（380,000円）を上回っている場合、区が5万円を限度に助成する。					
根拠法令	下水道法、葛飾区水洗便所助成条例					
現状と課題	平成7年に下水道概成100パーセントを達成してから10年を経過したが、区内で汲み取り便所を使用している家屋は、平成18年度末で498軒存在している。助成金の交付を通じて、水洗便所への改造を促進し、この数を減らしたい。					
成果・活動指標	成果指標 1 助成件数 活動指標 1 申請件数					
目標達成状況	成果指標 1 [件]	予定	平成17年度 1.00	平成18年度 1.00	平成19年度 1.00	
		実績	1.00	1.00		
	成果指標 2 []	予定				
		実績				
	活動指標 1 [件]	予定	1.00	1.00	1.00	
		実績	1.00	1.00		
	活動指標 2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		530	515	
		実績	510	500		
総合評価	継続。葛飾清掃事務所の資料で、区内で汲み取り便所を使用している家屋が498軒残っている。生活保護世帯又は住民税非課税世帯で生活に困窮している者に対して東京都が38万円まで助成して、それでも自己負担が残る場合、5万円まで区が助成する制度であり、水洗化へのインセンティブの役割を果たしている。					
事業評価	事業の必要性	はい。公共下水道が供用されている区域でも、汲み取り便所の家屋が残っており、生活困窮者が水洗化する際に、排水設備の設置に多額の費用がかかることから、自己負担を減少させるために助成制度は必要である。				
	民間活用	実施困難。下水道局の助成事業に対して、必要な場合に区が助成金を上乘せする事業のため、区役所内部の経理事務が大きな割合を占める。				
	成果向上余地	いいえ。東京都下水道局が特別助成の対象とした者に対して、自己負担分が残る者に区が助成する制度で、毎年度1件程度で推移している。				
	経費削減余地	いいえ。助成金額としては削減の余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21300000

事務事業 092824

都市整備部 住環境課

水洗便所設置費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		485	480		
	直接費	事業費	(6)		50	50		
	職員人件費	人件費	(7)		435	430		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.05	0.05		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.05	0.05		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		45	35		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
		調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		45	35		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		530	515			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	465	465			
	直接費	事業費	(25)	50	50			
	職員人件費	人件費	(26)	415	415			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.05	0.05			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.05	0.05			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	45	35			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
		調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	45	35			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	510	500				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21400000
都市整備部 建築課

事務事業	092813 建築に関する動態統計					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	新築・滅失（除却・災害）された建築物					
事務事業意図	国において、全国の建築物の着工動態を把握し、建築及び住宅に関する基礎資料とする。また、都・区においても建築確認等の動向を把握し、建築指導行政の基礎資料とする。					
事務事業手段	昭和25年度開始。 統計法の指定統計である「建築着工統計調査」のため、建築確認申請時に提出される建築工事届により、建築着工・滅失の棟数を集計し、東京都に毎月報告する。 特定財源については、東京都より建築物動態調査費補助がある。					
根拠法令	(1)建築基準法 (2)統計法					
現状と課題	建築及び住宅政策の立案に関する基礎資料として活用されている。国は将来、建築工事届をオンライン化することにより、事務の効率化、迅速化を目指している。今後、本区のIT化の推進と併せオンライン化へも取り組んでいく。					
成果・活動指標	成果1：調査率（％）（建築着工統計調査件数/建築工事届け件数） 活動1：建築着工統計調査件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [%]	予定	100.00	100.00	100.00	
		実績	100.00	100.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	1,900.00	1,900.00	1,900.00	
		実績	1,938.00	1,723.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		1,920	1,860	
実績		1,840	1,800			
総合評価	継続。法定事業である。また、国、東京都の統計資料として活用されているため、今後も継続していく必要がある。 なお、今後、国や東京都とともに、電子届けによる報告を検討する必要がある。					
事業評価	事業の必要性	はい。法定事業であり、地域街づくりを進めるため、統計資料として活用が図られている。				
	民間活用	実施困難。法定事業である。また、動態統計の基礎となる建築工事届は、確認申請と同時に提出されるものであり、情報を所有する区が実施することが合理的、効果的である。				
	成果向上余地	いいえ。法定事業であり、委託された事業である。調査方法も形式化されているため、効果をあげる余地はない。				
	経費削減余地	いいえ。法定事業であり、調査方法等もマニュアル化されている。このため、コストを下げる余地は少ない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21400000

事務事業 092813

都市整備部 建築課

建築に関する動態統計

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		44	44		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		1,696	1,676		
	直接費	事業費	(6)		0	0		
	職員人件費	人件費	(7)		1,740	1,720		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.20	0.20		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.20	0.20		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		180	140		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		180	140			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		1,920	1,860			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	44	44			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	1,616	1,616			
	直接費	事業費	(25)	0	0			
	職員人件費	人件費	(26)	1,660	1,660			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.20	0.20			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.20	0.20			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	180	140			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	180	140				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	1,840	1,800				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21400000
都市整備部 建築課

事務事業	092814 建築確認システム運用（建築確認事務）						
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	建築確認、許可、認可を必要とする建築主等						
事務事業意図	建築物、エレベーター、建築設備等が適法に建設され、区民が安全で快適に暮らせる環境を確保し、災害時の被害を最小に留める。						
事務事業手段	<p>昭和40年度開始。平成8年システム運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の確認審査：建築主の申請を受け、法令に基づき建築物等の確認申請書類の審査を行ない、確認済証を交付する。 ・建築物等の中間・完了検査：工事中の中間・完了段階では、建築主の申請を受け、職員が工事現場へ行き、建築物の中間・完了検査を行ない、適法であることを確認して中間検査合格証・検査済証を交付する。 ・その他、建築に関する相談業務等 						
根拠法令	(1)建築基準法・同施行令 (2)東京都建築安全条例						
現状と課題	平成12年より指定確認検査機関が創設されたことにより、確認件数は減少傾向にあるが、検査機関からの紹介事務、検査機関への指示などの事務が増加している。						
成果・活動指標	<p>成果1：中間検査合格証交付率（中間検査合格証交付件数/中間検査対象建築物数）</p> <p>成果2：完了検査済証交付率（完了検査済証交付件数/確認件数）</p> <p>活動1：確認申請件数</p> <p>活動2：中間検査、完了検査件数</p>						
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
		実績	95.00	95.00	95.00		
	成果指標2 [%]	予定	81.70	64.30			
		実績	80.00	80.00	80.00		
	活動指標1 [件]	予定	63.70	58.50			
		実績	1,000.00	700.00	700.00		
	活動指標2 [件]	予定	839.00	704.00			
		実績	600.00	600.00	600.00		
	トータルコスト (千円)	予定		117,439	104,144		
		実績	128,560	101,789			
総合評価	継続。民間機関（指定確認検査機関）でも確認検査業務が行えることとなったが、業務の請負は任意である。建築確認検査は法律上の義務であることから、今後も行政において継続することが必要である。また、民間機関への業務移行に併せ、防災対策など新たな業務への取り組みを進めていく必要がある。						
事業評価	事業の必要性	はい。建築確認検査業務の執行により、適正な建築物の確保を図る。					
	民間活用	実施済。民間機関（指定確認検査機関）でも確認検査業務を行えるようになったが、当該業務は法律上の義務であり、今後とも行政がその役割を担っていく必要がある。					
	成果向上余地	はい。工事中建築物の調査や違反建築物の指導徹底を図ることにより、確認申請や中間検査、完了検査の実施率を高めることが期待できる。これまでも建築確認支援システムの導入を図り、合理化効率化に努めてきた。今後もシステムの機能更新、向上を図る。					
	経費削減余地	あまりない。狭小な敷地や不整形な敷地等が多い本区では、民間機関への申請も含め法の運用についての相談が多い。また、敷地の有効利用の視点から木造3階建てが増加傾向にあり審査、検査業務内容が複雑化していることから、コストを下げる余地は少ない。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21400000

事務事業 092814

都市整備部 建築課

建築確認システム運用（建築確認事務）

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		25,676	23,391		
		一般財源	(5)		81,953	74,068		
	直接費	事業費	(6)		6,589	6,609		
	職員人件費	人件費	(7)		96,990	88,690		
		再雇用職員分	(8)		4,050	2,160		
		(職員数：賦課)	(9)		11.50	11.15		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		11.50	11.15		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		9,810	6,685		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		9,810	6,685			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		117,439	104,144			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	22,214	22,781			
		一般財源	(24)	94,646	72,078			
	直接費	事業費	(25)	6,720	6,569			
	職員人件費	人件費	(26)	107,900	84,390			
		再雇用職員分	(27)	2,240	3,900			
		(職員数：賦課)	(28)	13.00	10.50			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	13.00	10.50			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	11,700	6,930			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	11,700	6,930				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	128,560	101,789				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21400000
都市整備部 建築課

事務事業	092815 建築関係諸証明事務					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	建築確認台帳の内容を各種申請等に利用する方					
事務事業意図	建築確認記載事項証明書を発行し、建築物の法的適合性などについて、申請者の利用に供する。 建築物について、法を遵守する必要性についての意識を高める。					
事務事業手段	昭和40年度開始。交付申請により、従来の紙による建築確認台帳の記載事項、及び現在データを管理している建築確認支援システムを検索し、建築確認記載事項証明書を発行する。 手数料 300円/件					
根拠法令	(1) 建築基準法 (2) 葛飾区事務手数料条例					
現状と課題	昭和59年度からの建築確認申請情報を保存し、建築確認記載事項証明書の発行に供している。平成5年度から建築確認支援システムにより建築確認情報を管理している。国では、建築確認関連申請のオンライン化を目指している。区では申請者の利便性の向上、事務の効率化を図るため、オンラインによる証明書発行を検討していく。					
成果・活動指標	成果1：建築確認記載事項証明書発行件数 活動1：建築確認記載事項証明書発行件数					
目標達成状況	成果指標1 [件]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
		実績	200.00	350.00	500.00	
	成果指標2 []	予定				
		実績	358.00	562.00		
	活動指標1 [件]	予定	200.00	350.00	500.00	
		実績	358.00	562.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		2,190	2,130	
		実績	920	2,060		
総合評価	継続。建築物の法的適合性等を証明するものであり、今後とも必要な事務である。今後、電子申請等による手続きを検討していく。					
事業評価	事業の必要性	はい。建築に関する各種証明書を発行することにより、建築物の法的適合性等を証明するとともに、建築規制の実効性を図っている。				
	民間活用	実施困難。条例に基づき行う業務であり、区が事業主体で行うべき事務である。				
	成果向上余地	いいえ。申請者の交付申請に基づき発行するものであり、効果をあげる余地はない。				
	経費削減余地	いいえ。条例に基づき行う事務であり、コスト削減の余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21400000

事務事業 092815

都市整備部 建築課

建築関係諸証明事務

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		103	153		
		一般財源	(5)		1,907	1,837		
	直接費	事業費	(6)		0	0		
	職員人件費	人件費	(7)		1,740	1,720		
		再雇用職員分	(8)		270	270		
		(職員数：賦課)	(9)		0.20	0.20		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.20	0.20		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		180	140		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		180	140			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		2,190	2,130			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	107	168			
		一般財源	(24)	723	1,752			
	直接費	事業費	(25)	0	0			
	職員人件費	人件費	(26)	830	1,660			
		再雇用職員分	(27)	0	260			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.20			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.20			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90	140			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	140				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	920	2,060				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21400000
都市整備部 建築課

事務事業	092816 住居表示整備事業						
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	(1)新築・改築の建物の建築主 (2)住居表示利用者、住居表示案内板利用者						
事務事業意図	新築や改築時等に住居番号を付定するとともに、住居表示板を設置することにより、区民生活の利便性に資する。						
事務事業手段	昭和38年度開始。 区に建築確認を提出した建物については、申請時に、基準により住居番号を付定し、確認済証の交付時に住居表示板を交付する。また、民間機関（指定確認検査機関）に確認申請した建物については、民間機関の建築確認後に区へ新築届を掲出する。これにより、住居番号を付定し住居表示板を交付する。 現住居番号に対応する現住居番号以前の番号の証明を交付する。 住居表示板、住居表示案内板の修繕等の維持管理をする。						
根拠法令	(1)住居表示に関する法律 (2)葛飾区住居表示に関する条例						
現状と課題	平成13年度区民課から建築課に住居表示事務を移管し、建築確認時に住居番号を付定することとした。その結果、付定漏れが大幅に減少した。 平成17年12月から住居表示事務に関する諸証明書を来庁することなく、インターネットを利用して手続きできる「電子申請サービス」を開始した。						
成果・活動指標	成果1：住居番号付定率(%)（住居番号付定件数/新築・改築等の建物数） 活動1：住居番号付定件数 活動2：住居表示変更証明書発行件数						
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	100.00	100.00	100.00		
		実績	100.00	100.00			
	成果指標2 []	予定					
		実績					
	活動指標1 [件]	予定	1,700.00	1,700.00	1,700.00		
		実績	1,600.00	1,526.00			
	活動指標2 [件]	予定	350.00	350.00	350.00		
		実績	357.00	355.00			
	トータルコスト (千円)	予定		14,512	14,152		
		実績	13,935	13,326			
総合評価	継続。区民生活に必須の制度であり、法律に基づいた事務であることから、今後も引き続き継続していく必要がある。 なお、指定確認検査機関に制度の周知を行うことにより、より一層の制度の活用を図っていく。						
事業評価	事業の必要性	はい。住居表示制度を実施することにより、町名や街区、住居の所在をわかり易いものとし、区民生活のみならず、各種計画の策定等に寄与している。					
	民間活用	実施困難。住居表示制度は、区民生活の基礎的要件であるとともに、住民票や不動産登記等の基盤となる事務であり、法令に基づき区が主体となって行うべき事務である。					
	成果向上余地	いいえ。従来、住居表示事務は区民課で行っていたが、効率的な執行を図るため、建築確認業務と併せて行っている。また、利用者の利便性を高めるため、17年度から住居表示変更証明書の電子申請導入を図ったところであり、さらに効果をあげる余地はない。					
	経費削減余地	いいえ。法令に基づいた業務であり、コスト削減の余地はない。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21400000

事務事業 092816

都市整備部 建築課

住居表示整備事業

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		13,432	13,312		
	直接費	事業費	(6)		832	832		
	職員人件費	人件費	(7)		10,440	10,320		
		再雇用職員分	(8)		2,160	2,160		
		(職員数：賦課)	(9)		1.20	1.20		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		1.20	1.20		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		1,080	840		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		1,080	840			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		14,512	14,152			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	12,855	12,486			
	直接費	事業費	(25)	655	446			
	職員人件費	人件費	(26)	9,960	9,960			
		再雇用職員分	(27)	2,240	2,080			
		(職員数：賦課)	(28)	1.20	1.20			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.20	1.20			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	1,080	840			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	1,080	840				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	13,935	13,326				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21400000
都市整備部 建築課

事務事業	092817 建築物実態調査						
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	新築・増築・改築・滅失(除却・災害)される建築物						
事務事業意図	調査区内の建築物を調査し、その実態を明らかにすることで、住宅行政の基礎資料とする。						
事務事業手段	昭和32年度開始。統計報告調整法に基づく承認統計調査である。 国勢調査区から抽出した調査区内(国が指定)とする。 対象期間内(過去1年間)に新・増・改築工事、滅失が行われたか否かを現地踏査による調査を行なうものである。 東京都より建築物実態調査委託金が交付される。						
根拠法令	(1) 建築基準法 (2) 統計報告調整法						
現状と課題	住宅政策の立案に関する基礎資料として活用されている。 昭和32年から3年に1度実施してきたが、本調査の重要性から昭和41年から毎年実施している。 国は今後もこの事業を継続するとしている。						
成果・活動指標	成果1：調査実施率(%) (調査地区数/調査対象地区数) 活動1：調査区数						
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度 100.00	平成18年度 100.00	平成19年度 100.00		
		実績	100.00	100.00			
	成果指標2 []	予定					
		実績					
	活動指標1 [地区]	予定	10.00	10.00	10.00		
		実績	10.00	10.00			
	活動指標2 []	予定					
		実績					
	トータルコスト (千円)	予定		480	465		
		実績	460	450			
総合評価	継続。法定事業であるとともに、地域の実情に詳しい当該自治体、また建築技術に専門性を持つ職員を有する当課で行うことが効率的、合理的である。						
事業評価	事業の必要性	はい。地域街づくりに向けた、住宅等行政の基礎資料として活用が図られている。					
	民間活用	実施困難。国土交通省から都道府県を経由して市区町村に委託されているものである。国勢調査資料など個人情報を利用すること。また、地域の実態に精通した職員が行うことによる効率的な処理も期待できるため、区が事業主体となって実施すべき事業である。					
	成果向上余地	いいえ。法定調査であり、効果をあげることは難しい。					
	経費削減余地	いいえ。法定調査であり、調査マニュアルに沿った調査を行うことから、コストを下げ余地はない。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21400000

事務事業 092817

都市整備部 建築課

建築物実態調査

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		129	129		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		306	301		
	直接費	事業費	(6)		0	0		
	職員人件費	人件費	(7)		435	430		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.05	0.05		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.05	0.05		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		45	35		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		45	35			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		480	465			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	129	129			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	286	286			
	直接費	事業費	(25)	0	0			
	職員人件費	人件費	(26)	415	415			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.05	0.05			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.05	0.05			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	45	35			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	45	35				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	460	450				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21400000
都市整備部 建築課

事務事業	092818 住宅金融公庫融資住宅に関する設計審査、現場実査					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	住宅金融支援機構の融資を受ける建築主					
事務事業意図	設計、工事内容を住宅金融公庫の基準に基づき審査、検査することにより、良質な建築物を供給する。					
事務事業手段	昭和40年度開始。区が住宅金融支援機構からの受託を受け以下の業務を行なう。 (1)建築物の規模・規格の書類審査（金融公庫の審査基準による。） (2)建築物の中間検査（屋根部分の完成時、2階床完成時に検査） (3)建築物の完了検査 受託収入 1件当たり 木造住宅 3,780円 非木造住宅 4,620円					
根拠法令	住宅金融公庫法					
現状と課題	住宅金融公庫の審査業務は住宅金融公庫法に基づき、利便性や効率性の観点から、区が受託者となり行ってきた。19年度以降、住宅金融公庫が独立行政法人に移行されることに伴い、業務委託内容も災害復興住宅融資を中心としたものとなり、受託件数は減少傾向である。					
成果・活動指標	成果1：設計審査件数（受託件数） 活動1：受託件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [件]	予定	150.00	10.00	5.00	
		実績	44.00	3.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	150.00	10.00	5.00	
		実績	44.00	3.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		3,420	3,330	
実績		7,920	3,220			
総合評価	縮小。住宅金融公庫融資住宅の審査業務は、住宅金融公庫法に基づき、利便性や効率性の観点から、建築確認業務と連携して行っている。従って、今後も建築確認申請と併せ、引き続き行っていく必要がある。 なお、住宅金融公庫の業務改変に伴い、受託件数は減少傾向にある。					
事業評価	事業の必要性	はい。住宅金融公庫法の基準は、建築基準法の基準より高い。このため良質な住宅の供給に大きく寄与している。				
	民間活用	実施困難。住宅金融公庫法に基づき、地方公共団体が業務の受託者となっている。従って、本区へ提出された申請は、本区で実施すべき事務事業である。				
	成果向上余地	いいえ。住宅金融公庫の審査基準に基づき業務を行わなければならないため、より効率を上げる余地はない。				
	経費削減余地	いいえ。住宅金融公庫の審査基準に基づき業務を行わなければならないため、コストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21400000

事務事業 092818

都市整備部 建築課

住宅金融公庫融資住宅に関する設計審査、現場実査

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		60	80		
		一般財源	(5)		3,090	3,040		
	直接費	事業費	(6)		0	0		
	職員人件費	人件費	(7)		2,610	2,580		
		再雇用職員分	(8)		540	540		
		(職員数：賦課)	(9)		0.30	0.30		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.30	0.30		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		270	210		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
		調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		270	210		
		トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		3,420	3,330		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	172	118			
		一般財源	(24)	7,028	2,892			
	直接費	事業費	(25)	0	0			
	職員人件費	人件費	(26)	6,640	2,490			
		再雇用職員分	(27)	560	520			
		(職員数：賦課)	(28)	0.80	0.30			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.80	0.30			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	720	210			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
		調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	720	210			
		トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	7,920	3,220			

平成19年度 事務事業評価表

所属 21400000
都市整備部 建築課

事務事業	092819 通路協定関連事務					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	通路協定を締結する関係者					
事務事業意図	建築基準法の規定による道路に接していない敷地においても、通路協定を締結することにより、建築を可能とする。					
事務事業手段	平成11年度開始。建築基準法第43条では、建築物の敷地は道路に2m以上接することを義務付けている。ただし、一定の基準に基づき、建築審査会の同意を得て、許可したものについては、その限りではないとされている。この基準として、省令では、その敷地が避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接することとなっている。この通路の条件としては、現況幅員2.7m以上の道が確保され、将来的に4m以上の幅員で所有権、地上権及び借地権を有するもの全員の承諾を得られた通路協定を締結し、区が認可するものとしている。					
根拠法令	建築基準法					
現状と課題	建築基準法の規定による道路に接していない敷地においても、道路に接しているものと同等の安全性を確保するため、今後も引き続き通路協定を活用していく必要がある。通路協定を締結するには、通路を拡幅することにより、敷地面積が削減されることもあるため、権利者全員の同意を得られるよう指導に努めていく必要がある。					
成果・活動指標	成果1：協定締結数 活動1：協定締結数 活動2：相談件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [件]	予定	10.00	10.00	10.00	
		実績	9.00	11.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	10.00	10.00	10.00	
		実績	9.00	11.00		
	活動指標2 [件]	予定	40.00	40.00	40.00	
		実績	20.00	21.00		
	トータルコスト (千円)	予定		2,880	2,790	
実績		2,760	2,700			
総合評価	継続。道路に接していない敷地においても、通路協定を締結することにより、道路に接している敷地に準じた安全性を確保することができる。法定事務でもあり、今後も継続して実施すべきである。未接道敷地を解消していくためにも、協定制度の周知、締結の推進を図っていく。					
事業評価	事業の必要性	はい。市街地の防災性の向上や違反建築物の抑制にも役立っている。				
	民間活用	実施困難。法定事業であるとともに、道路に接していない敷地においても、周囲の状況により、道路に接している敷地と同等の安全性を確保させるもので、区で実施すべきである。				
	成果向上余地	はい。本事業は、法に基づき建築主の申請を受けて行う事業であるが、建築相談等で周知し、より活用を図っていく。また、全員合意に準ずる協定については、その効果や実現性を慎重に検討し、建築審査会の同意を踏まえて推進することが可能である。				
	経費削減余地	いいえ。通路協定の締結にあたっては、事前相談、現地確認、書類審査等の業務が必要であり、コストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21400000

事務事業 092819

都市整備部 建築課

通路協定関連事務

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		2,610	2,580		
	直接費	事業費	(6)		0	0		
	職員人件費	人件費	(7)		2,610	2,580		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.30	0.30		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.30	0.30		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		270	210		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		270	210			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		2,880	2,790			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	2,490	2,490			
	直接費	事業費	(25)	0	0			
	職員人件費	人件費	(26)	2,490	2,490			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.30	0.30			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.30	0.30			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	270	210			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	270	210				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	2,760	2,700				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21400000
都市整備部 建築課

事務事業	092820 違反建築物指導・是正事務						
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	区内で建築する建築主、施行者、監理者						
事務事業意図	法に不適な建築物を把握し、是正指導を行う。これにより、より良い住環境の確保を図る。						
事務事業手段	昭和40年度開始。 区民の方々からの連絡や現地パトロール等により、不適な建築物を把握し、是正措置を指導する。						
根拠法令	建築基準法						
現状と課題	(1)建築規制の実効性を確保するため、東京都建築物安全安心実施計画に基づき、更なる検査率の向上を図る必要がある。 (2)違反建築物の取り締まりに当っては、これまでの違反建築物の傾向等を十分検討のうえ、効率的な実施が求められている。						
成果・活動指標	成果1：是正棟数（過年度の違反建築を含む。） 活動1：現地調査件数 活動2：是正指導件数						
目標達成状況	成果指標1 [件]	予定	平成17年度 50.00	平成18年度 50.00	平成19年度 50.00		
		実績	25.00	13.00			
	成果指標2 []	予定					
		実績					
	活動指標1 [件]	予定	4,500.00	4,500.00	4,500.00		
		実績	3,779.00	3,760.00			
	活動指標2 [件]	予定	600.00	600.00	600.00		
		実績	690.00	231.00			
	トータルコスト (千円)	予定		37,943	36,758		
		実績	37,266	35,568			
総合評価	継続。市街地の安全性や快適な居住環境を形成するためにも、建築基準法に基づき引き続き実施していく必要がある。 民間の指定確認検査機関が審査や検査を行った建築物についても、必要に応じて指導を行っていく。						
事業評価	事業の必要性	はい。市街地の安全性や快適な居住環境を形成するためにも、建築基準法に基づき引き続き実施していく必要がある。					
	民間活用	実施困難。違反建築物に対する指導は、建築基準法に基づき当該自治体が事業主体となって行うべき事務事業である。					
	成果向上余地	いいえ。区内の新築、増築の建築物について、検査と併せ違反の起こらないように指導を行っている。区で建築確認を行った建築物は可能な限り現場調査を行っている。現組織と人員でこれ以上の効果をあげることは難しい。					
	経費削減余地	いいえ。近年、近隣の建築行為に対する関心が高まっており、陳情や問い合わせも質量ともに増える傾向にある。また、違反建築物を把握し指導していくためには、きめ細かな現地調査や陳情内容の調査を進めていかなければならず、コストを下げる余地は少ない。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21400000

事務事業 092820

都市整備部 建築課

違反建築物指導・是正事務

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		34,388	33,993		
	直接費	事業費	(6)		23	23		
	職員人件費	人件費	(7)		34,365	33,970		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		3.95	3.95		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		3.95	3.95		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		3,555	2,765		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)		3,555	2,765		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)		37,943	36,758		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	33,621	32,803			
	直接費	事業費	(25)	6	18			
	職員人件費	人件費	(26)	33,615	32,785			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	4.05	3.95			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	4.05	3.95			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	3,645	2,765			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	3,645	2,765			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	37,266	35,568			

平成19年度 事務事業評価表

所属 21400000
都市整備部 建築課

事務事業	092821 特殊建築物等定期報告事務					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	不特定多数の者が利用する建築物または建築設備等の所有者・管理者					
事務事業意図	不特定多数の者が利用する既存建築物や既存建築設備等を、常に良好な状態で使用できるよう維持、管理をおこなう。					
事務事業手段	昭和46年開始。不特定多数の者が利用する建築物等の場合、維持保全の不備による事故・災害の発生や被害の拡大が、利用者に危害を及ぼす恐れがある。このため既存建築物または建築設備等の所有者・管理者は定期的に調査・検査を行い、その結果を行政庁に報告することが義務付けられている。 この提出された報告書に基づき、適法に維持させるよう審査・指導する。また、台帳を整備し既存建築物等の安全確保を図っていく。					
根拠法令	建築基準法					
現状と課題	平成13年9月の新宿区歌舞伎町の火災などを教訓に、建物の安全性についての認識が高まってきている。法改正に伴い、平成17年度より区有施設についても定期報告制度の対象とした。					
成果・活動指標	成果1：定期報告率（報告件数/ 対象件数） 活動1：定期報告件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [%]	予定	100.00	100.00	100.00	
		実績	63.46	61.13		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	3,983.00	3,299.00	5,000.00	
		実績	2,528.00	2,017.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		5,041	5,497	
実績		7,456	4,288			
総合評価	継続。法律で定められた業務であるとともに、不特定多数の人々が安心して建築物を利用していくためには、欠かせない事業である。このため、今後も引き続き実施していく。また、消防署等との既存建築物改善に向けた連携を進めていく必要がある。					
事業評価	事業の必要性	はい。法定の事務事業であり、既存建築物の安全性確保を図っていくためにも、引き続き実施していく必要がある。				
	民間活用	実施可能。既存建築物や建築設備等の定期報告書の受付、審査、報告済証の交付、台帳整備等の事務の委託は可能である。				
	成果向上余地	はい。法律で定められた事業であり、建築物を適法に維持させるよう審査・指導を行っていく必要がある。また、消防署等との連携を図り、当制度を活用し既存建築物の改善指導を進めていく必要がある。				
	経費削減余地	いいえ。定期報告件数は、毎年増加する傾向にある。また、建築物を適法に維持させるよう審査・指導をしていく必要がありコストを下げる余地は少ない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21400000

事務事業 092821

都市整備部 建築課

特殊建築物等定期報告事務

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		4,861	5,357		
	直接費	事業費	(6)		601	1,457		
	職員人件費	人件費	(7)		3,720	3,360		
		再雇用職員分	(8)		540	540		
		(職員数：賦課)	(9)		0.60	0.60		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.60	0.60		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		180	140		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		180	140			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			5,041	5,497		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	6,736	4,148			
	直接費	事業費	(25)	96	488			
	職員人件費	人件費	(26)	6,640	3,140			
		再雇用職員分	(27)	0	520			
		(職員数：賦課)	(28)	0.80	0.60			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.80	0.60			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	720	140			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	720	140				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	7,456	4,288				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21400000
都市整備部 建築課

事務事業	092825 民間建築物アスベスト対策工事費等助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区内に所在する建築物所有者					
事務事業意図	民間建築物におけるアスベストの飛散を防止するための措置を推進し、区民のアスベストによる健康被害を防止する。					
事務事業手段	平成17年度開始。アスベストを含有する可能性のある露出吹付け材に対して、アスベストの有無の測定分析に必要な費用の一部を助成する。 住宅等 10万円を限度に調査経費の二分の一 共同住宅 30万円を限度に調査経費の二分の一 アスベストを含有する吹付け材に対して、アスベスト除去等の工事費の一部を助成する。 住宅等 30万円を限度に工事費の二分の一 共同住宅 100万円を限度に工事費の二分の一					
根拠法令	(1)民間建築物アスベスト調査助成要綱 (2)民間建築物アスベスト対策助成要綱					
現状と課題	区民や施設利用者の健康や安全対策に万全を期すため、露出吹付け材に対するアスベストの調査費の助成やアスベストの除去を行う工事費の助成をしていく必要がある。					
成果・活動指標	成果1：アスベスト調査助成件数 成果2：アスベスト対策工事費助成件数 活動1：アスベスト調査助成件数 活動2：アスベスト対策工事費助成件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [件]	予定	20.00	10.00	10.00	
		実績	7.00	5.00		
	成果指標2 [件]	予定	15.00	12.00	12.00	
		実績	1.00	2.00		
	活動指標1 [件]	予定	20.00	10.00	10.00	
		実績	7.00	5.00		
	活動指標2 [件]	予定	15.00	12.00	12.00	
		実績	1.00	2.00		
	トータルコスト (千円)	予定		10,440	9,720	
実績		2,026	5,002			
総合評価	継続。民間建築物に使用されているアスベストの飛散防止措置を推進するために、アスベストの調査と除去等を図り、区民の健康被害を防止するために継続する必要がある。					
事業評価	事業の必要性	はい。区民の健全な居住環境を維持、形成するためには、区の事業として引続き実施していく必要がある。				
	民間活用	実施困難。アスベストの飛散を防止し、区民の健康被害を防ぐためには、当該自治体が事業主体となって行う事業である。				
	成果向上余地	はい。本制度は昨年度10月より実施した事業である。区民や事業者への周知を図ることにより、より一層の助成制度の活用が図られる余地がある。				
	経費削減余地	いいえ。アスベストの調査費及び除却工事は、特殊工事であり、近隣に対するアスベスト飛散による区民の健康被害防止を推進するに、これ以上助成コストを下げる余地は少ない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21400000

事務事業 092825

都市整備部 建築課

民間建築物アスベスト対策工事費等助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		10,080	9,440		
	直接費	事業費	(6)		6,600	6,000		
	職員人件費	人件費	(7)		3,480	3,440		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.40	0.40		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.40	0.40		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		360	280		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		360	280			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		10,440	9,720			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	1,846	4,722			
	直接費	事業費	(25)	186	1,402			
	職員人件費	人件費	(26)	1,660	3,320			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.20	0.40			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.20	0.40			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	180	280			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	180	280				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	2,026	5,002				

平成19年度 事務事業評価表

所属 21600000

都市整備部 街路整備課

事務事業	092822 公共下水道建設					
	事業区分	経常事業	施策体系	0928	住環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	未普及地域で区施行道路整備と同時に整備できる地域と、その地域に居住し活動する区民					
事務事業意図	健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全、また、降雨時に雨水が集中しやすい地域の排水能力を高め、都市型水害等から区民の生命と財産を守るなど、安全・安心・快適に暮らせるための下水道施設が整備されている。					
事務事業手段	昭和47年度事業開始 本区では平成7年度に下水道普及率の概成100%を達成している。しかし、区内には、用地問題や公共溝渠の管理上等から、わずかではあるが下水道の未整備地域が点在している。未整備地域が区の道路整備事業計画区域内または、それに接した地域にある場合は、区の事業実施と合わせた整備を行っている。実施については東京都と調整をして、その財政支出を得て、区の受託事業として行うものである。					
根拠法令	都市計画法・下水道法					
現状と課題	未整備地域の整備には、用地確保や施工が困難な箇所が多い。そのため東京都では、その詳細な状況を把握するため、平成17年度に調査を行った。本区の受託事業実施に際しても、その調査結果に基づいて東京都と協議すると同時に地先住民の意向を十分考慮した上で、慎重に事業を行う必要がある。					
成果・活動指標	成果指標 1 区が行う未普及地域解消面積の累計 (㎡) 成果指標 2 区が行う未普及地域解消率 (%) 活動指標 1 区が行う未普及解消面積累計 (㎡) / 区が行う未普及総面積 (㎡) 活動指標 2 区が行う未普及地域解消面積 (㎡)					
目標達成状況	成果指標 1 [㎡]	予定	平成17年度 17,800.00	平成18年度 45,300.00	平成19年度 45,300.00	
		実績	17,800.00	45,300.00		
	成果指標 2 [%]	予定	35.96	91.51	91.51	
		実績	35.96	91.51		
	活動指標 1 [㎡]	予定	2,500.00	27,500.00	0.00	
		実績	2,500.00	27,500.00		
	活動指標 2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		129,916	3,441	
		実績	14,554	76,107		
総合評価	縮小 下水道未普及地域の中でも、区の道路事業に合わせて整備することができる箇所について行うものであるため、整備箇所は限られていること、及び整備の進捗に伴い将来的には縮小していくことになる。					
事業評価	事業の必要性	はい 区内の公共下水道の完全な普及を目指し、区の道路整備事業区域内や隣接した区域に未普及箇所がある場合は、区民サービスや効率性の面から、区が受託して事業を行う必要がある。				
	民間活用	実施済 工事施行等、既に民間委託を実施している。				
	成果向上余地	いいえ 受託事業であるため、事業実施の中で特に成果を向上させる余地はない。				
	経費削減余地	いいえ 整備工事は下水道局の基準で行われることや工事規模が小さいため、経費削減の余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 21600000

事務事業 092822

都市整備部 街路整備課

公共下水道建設

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0	
		都道府県支出金	(2)		132,942	0	
		地方債	(3)		0	0	
		その他	(4)		0	0	
		一般財源	(5)		-3,890	3,182	
	直接費	事業費	(6)		120,700	0	
	職員人件費	人件費	(7)		8,352	3,182	
		再雇用職員分	(8)		0	0	
		(職員数：賦課)	(9)		0.96	0.37	
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.96	0.37	
	調整額	間接費	(12)		0	0	
		(加算)減価償却費	(13)		0	0	
		(加算)金利	(14)		0	0	
		(加算)退職給与引当	(15)		864	259	
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0	
		(控除)雑収入	(17)		0	0	
		調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		864	259	
		トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		129,916	3,441	
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0		
		都道府県支出金	(21)	8,758	74,604		
		地方債	(22)	0	0		
		その他	(23)	0	0		
		一般財源	(24)	5,229	1,062		
	直接費	事業費	(25)	8,758	70,437		
	職員人件費	人件費	(26)	5,229	5,229		
		再雇用職員分	(27)	0	0		
		(職員数：賦課)	(28)	0.63	0.63		
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.63	0.63		
	調整額	間接費	(31)	0	0		
		(加算)減価償却費	(32)	0	0		
		(加算)金利	(33)	0	0		
		(加算)退職給与引当	(34)	567	441		
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0		
		(控除)雑収入	(36)	0	0		
		調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	567	441		
		トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	14,554	76,107		